

8 相続権を有しない親戚の相続

[日本語]

ميراث ذوي الأرحام

[اللغة اليابانية]

ムハンマド・ブン・イブラーヒーム・アツ＝トゥワイジリー

محمد بن إبراهيم التويجري

翻訳者: サイード佐藤

ترجمة: سعيد ساتو

校閲者: ファーティマ佐藤

مراجعة: فاطمة ساتو

海外ダアワ啓発援助オフィス組織 (リヤド市ラブワ地区)

المكتب التعاوني للدعوة وتوعية الجاليات بالربوة بمدينة الرياض

1429 - 2008

islamhouse.com

8-ズー・アル＝アルハーム（相続権を有さない親戚）の相続

● **ズー・アル＝アルハームとは**：固定相続か変動相続かに関わらず、故人を相続する関係にはないような親戚のことです。

● **ズー・アル＝アルハームは以下の2つの条件を満たせば相続します**：

① 夫と妻を除く固定相続人の不在。

② 変動相続人の不在。

● **ズー・アル＝アルハームの相続の形**：

ズー・アル＝アルハームの相続は、昇格による形で行われます。つまり相続の事例において上記の2条件を満たした状況である場合、各ズー・アル＝アルハームは自分が親等的に連なる者の系列において昇格させた形で捉えられます。そして親等的に昇格された各ズー・アル＝アルハームの間で財産を分割しますが、その際の相続分はその者が昇格された位置にいた相続人の相続率における取り分と同じものです。以下に詳細を示しましょう：

1-娘の息子（娘側の男孫）、娘の娘の息子（娘側の男曾孫）は、彼らの母親の位置に昇格されます。

2-兄弟の娘（姪）と兄弟の息子の娘（姪孫）たちは、彼女たちの父親の位置まで昇格されます。また異父兄弟の息子（甥）たちも彼らの父親の位置まで、そして姉妹（同父母かどうかを問わず）の息子（甥孫）たちもまた、彼らの母親の位置まで昇格されます。

3-母方の伯叔父、母方の伯叔母、母の父親（母方の祖母）は母親の位置にまで昇格されます。

4-父方の伯叔母、異父の伯叔父は父親の位置にまで昇格されます。

5-父方母方問わず相続権のない祖母とその女性尊属はそれぞれ、母親の父親（母方の祖母）の母親（母方の曾祖母）、あるいは祖父の父親の母（高祖母）の位置にまで昇格されま

す。つまり相続権のない父方の祖母及びその直系女性尊属は父方の祖母の位置に、そして相続権のない母方の祖母及びその直系女性尊属は母方の祖母の位置にまで繰り上げられるということです。

6-父方母方問わず相続権のない祖父とその男性尊属はそれぞれ、父親の母親（母方の祖母）あるいは父親の母親（祖母）父親の位置にまで昇格されます。つまり相続権のない父方の祖父及びその直系男性尊属は母親の位置に、そして相続権のない母方の祖父及びその直系男性尊属は父親の母親（祖母）の位置にまで繰り上げられるということです。

7-上記の種類の人と同系列に属する者は皆、その系列で自分よりも故人から親等的に近い者の位置に昇格されます。例えば父方の伯叔母の伯叔母、母方の伯叔母の伯叔母なども親等的に昇格されます。

● **ズー・アル＝アルハームの近親性における優先性：**

ズー・アル＝アルハームが近親性においてより優先されるのは以下の順番の通りです：

- ① 直系卑属
- ② 直系尊属
- ③ 傍系